

## 議案第38号

### 斑鳩町個人情報の保護に関する法律施行条例

【議案提出担当課：総務課】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールが定められ、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例において、本法律の施行に関し必要な事項について定めるものであります。

#### 1. 主な制定内容

##### （1）開示請求に係る手数料等（第3条関係）

保有個人情報の開示請求に係る手数料は、無料とする。なお、保有個人情報の開示が写しの交付により行われる場合は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないこととする。

##### （2）審査会への諮問（第4条関係）

実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、斑鳩町個人情報保護審査会に諮問することができることとする。

#### 2. 施行期日等

##### （1）施行期日

令和5年4月1日から施行します。

##### （2）斑鳩町個人情報保護条例の廃止

斑鳩町個人情報保護条例（平成10年6月斑鳩町条例第27号）は、廃止します。

##### （3）経過措置

- ・職務上知り得た個人情報の内容に関し、職員等に課せられている守秘義務等は、斑鳩町個人情報保護条例の廃止後も、なお従前の例によることとします。
- ・本条例の施行日前に、斑鳩町個人情報保護条例に基づき請求がされた保有個人情報の開示等については、なお従前の例によることとします。